

# 仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業運営業務委託に係る 公募型プロポーザル方式募集要項

## 1 目的

本要項は、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業運営業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

本事業は、地震発生時における通電火災の防止を目的として、住宅における感震ブレーカーの設置を促進するものであり、令和7年度に開始した取組の2年目にあたる。

令和7年度における設置支援実績は、前年度支援対象世帯約65,000世帯に対し、約6.5%にとどまっている。

仙台市震災対策アクションプラン※においては、令和9年度までに感震ブレーカー設置率30%の達成を目標としていることから、本事業においては、これまでの事業実績等を踏まえつつ、より効果的・効率的な取組を推進する必要がある。

このため、事業利用申請案内チラシ等による周知・広報に加え、関係機関や民間事業者等との連携を強化しながら、限られた経費を有効に活用し、感震ブレーカーの設置促進につながる取組を総合的に実施するものとする。

※ 仙台市震災対策アクションプラン <https://www.city.sendai.jp/kekaku/actionplan.html>

## 2 事業の概要

### (1) 事業内容・委託費の支払い

別紙「仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業運営業務委託仕様書」のとおり。業務を実施するための効果的な運営体制やスケジュール等を具体的かつ分かりやすく提案すること。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

### (3) 提案上限額

57,200,000円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。

### (4) 購入費用支援(申請)件数

最大6,500件

※事業の実施にあたっては、より多くの申請につながるよう取組を行うものとする。

### (5) 個人情報の取扱い

- ・本業務の実施にあたり、対象者となる市民の個人情報を取り扱う必要があることから、仙台市の「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」に基づく審査会(以下「外部委託審査会」という。)での審査が必要となるため、契約締結は外部委託審査会の承認後となる。
- ・外部委託審査会での審査に必要な資料の作成を求める場合がある。
- ・上記ガイドラインにより、本業務の受託には、業務担当者(個人情報保護責任者)の「個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する研修」の受講が必要となる。なお、業務担当者が既に上記研修を受けている場合は、改めて受講の必要はない。

### 3 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同事業体(以下「共同事業体」という。)とする。なお、本業務への応募は仙台市競争入札参加者名簿の登録事業者に限定しない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市税(仙台市内に事業所を有しない事業者にあつては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 受付期限内に、仙台市の有資格者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (6) 単独での参加の場合には、仙台市内に本社(店)、支社(店)又は事務所等を置いていること。
- (7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。なお、代表構成員または一以上の構成員は、仙台市内に本社(店)、支社(店)又は事務所等を置いていること。
  - ・ 全ての構成員が、上記(1)から(5)に掲げる条件を満たしていること。
  - ・ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ・ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - ・ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - ・ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

### 4 スケジュール

- (1) 質問票の提出期限:令和 8 年 6 月 12 日(金)17 時まで
- (2) 質問への回答:令和 8 年 6 月 18 日(木)まで
- (3) 参加表明書兼誓約書等の提出期限:令和 8 年 6 月 25 日(木)12 時まで
- (4) 企画提案書等の提出期限:令和 8 年 7 月 3 日(金)17 時まで
- (5) プレゼンテーション審査:令和 8 年 7 月 9 日(木)
- (6) 受託候補者結果通知:令和 8 年 7 月 10 日(金)まで
- (7) 受託候補者と仕様等の協議:令和 8 年 7 月 30 日(木)まで
- (8) 外部委託審査会:令和 8 年 8 月 5 日(水)予定
- (9) 業務委託契約締結:令和 8 年 8 月中旬予定
- (10) 業務終了:令和 9 年 3 月 31 日(水)

## 5 応募にあたっての質問及び回答

### (1) 受付期間

令和 8 年 6 月 12 日(金)17 時まで

### (2) 受付方法

質問事項等を質問票(様式第1号)に記入のうえ、本募集要項 12 に記載の担当課あて電子メールで提出すること。受付期限内であれば質問回数に上限は設けない。

### (3) 回答

令和 8 年 6 月 18 日(木)までに、質問者に回答するほか、市ホームページに回答を掲載する。

## 6 参加表明書兼誓約書等の提出

### (1) 提出期限

令和 8 年 6 月 25 日(木)12 時まで

### (2) 提出書類

#### ① 必須書類

- ・ 参加表明書兼誓約書(様式第 2 号):1 部
- ・ 共同事業体結成に係る届出書(様式第 3 号):1 部 ※共同事業体として参加する場合のみ提出

#### ② 追加書類

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類も提出すること。(共同事業体においては、仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていない構成員すべてが提出すること。)

- ・ 暴力団排除に係る誓約書(様式第 4 号):1 部
- ・ 市税の滞納がないことの証明書(写し可):1 部

※仙台市外に本社または本店が属する場合は、本社または本店の属する市区町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする。

※提出日前3ヵ月以内に交付を受けたものに限る。

- ・ 消費税及び地方消費税に関する証明書(納税証明書または未納税のない証明書)(写し可):1 部
- ・ 履歴事項全部証明書(写し可):1 部

### (3) 提出方法

持参(平日に限る)、または郵送(必着)。

### (4) 参加資格審査

参加表明書等の提出後は、「3 応募資格」に示した要件について審査を行い、結果を令和8年7月1日(水)までに郵送または電子メールで通知する。なお、審査により、要件を満たさないこととなった場合、企画提案書は受け付けない。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和 8 年 7 月 3 日(金)17 時まで(必着)

### (2) 提出方法

本募集要項 12 に記載の担当課あて持参または郵送及び電子メールにて提出すること。

### (3) 提出書類

- ・ 応募申込書(様式第 5 号):1 部

- ・企画提案書：9部（任意様式、正本1部、副本8部）  
※正本にのみ事業者名を記載すること。副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマーク等の記載は行わないこと。
- ・見積価格提案書（任意様式）：9部（正本1部、副本8部）  
※正本にのみ事業者名を記載すること。副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマーク等の記載は行わないこと。  
※本業務委託に要する全ての経費を積算すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (4) 作成方法

##### 【企画提案書について】

##### ① 提出様式

- ・様式は任意とするが、A4版横・長辺綴じ（両面印刷）とすること。
- ・提案書は、表紙および目次を除き、20ページ以内で記載すること。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上とし、フォントは可読性に配慮したものを使用すること。
- ・必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

##### ② 記載内容

以下の内容について記載すること。なお、仕様書に記載されていない事項であっても、委託料の上限額の範囲内で実施可能な追加提案があれば記載すること。

##### I 基本方針

※受託事業を実施するにあたっての基本方針を記載すること。

##### II 業務遂行体制

##### (i) 受託事業の実施体制（組織・人員等）

※図表等を用い受託事業の実施体制を具体的に記載すること。

※コールセンターの運営にあたっては、申請開始直後等の問い合わせが集中する時期と、それ以降の平常時における対応状況の違いを踏まえ、効率的な人員配置および体制の最適化について記載すること。

##### (ii) 個人情報の取り扱い・守秘義務

※個人情報保護・守秘義務の体制や対策について記載すること。

##### (iii) 情報管理

※申請受付情報や問合せ情報等の管理方法について、具体的に記載すること。

##### (iv) 類似事業の実績

※過去の類似事業の件数や事業名称、概要、実績等を記載すること。

##### III 受託事業の内容

##### (i) 実施スケジュール・実施方法

※図表等を使用して受託事業の実施スケジュール（全体・各業務）を記載すること。

※実施する仕様書の各項目ごとに内容、時期、方法等をそれぞれ具体的に記載すること。

##### (ii) 広報物の作成

※利用案内チラシ等について、対象者にわかりやすく、行動喚起につながる訴求力の高い内容及びデザインとするための、構成、表現方法、デザイン方針等について記載すること。

※仕様書に定める広報物に限定せず、効果的な取組について、提案がある場合は記載すること。

※本提案は方針、方法の提示を目的とするものであり、完成品の提出を求めるものではない。

### (iii)機器調達・取付支援

※器具の種類、金額、調達可能数、保管、取付支援の対応可能件数等について記載すること。

※なお、医療機器(人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器等)を使用する世帯については、安全性確保の観点からコンセントタイプの器具を推奨するものとし、当該世帯への対応方法を考慮した提案とすること。

### (iv) Xross Innovation BOSAI コンソーシアムと連携した普及啓発の実施

※本事業においては、感震ブレーカーの設置促進を一層推進するため、従来の周知広報にとどまらず、仙台市が推進する防災共創コンソーシアム「Xross Innovation BOSAI」(公式ウェブサイト：<https://xi-bosai.jp/>) 参画事業者が有するアセットを活用した新たな普及啓発の取組を記載すること。記載にあたっては、「募集要項別紙 提案にあたっての配慮事項」を参考とすること。

※Xross Innovation BOSAI 参画事業者との連携に関する留意事項

提案検討段階において、Xross Innovation BOSAI 事業者との連携の可否等について事前に協議を行う場合は、当該事業者へ直接連絡することなく、12 に記載の担当課宛てに電話及びメールで連絡し、必ず仙台市を介すること。

本市は、当該 Xross Innovation BOSAI 事業者が本プロポーザルに提案者または再委託先として関与しないことを確認した上で、当該事業者の連絡先を個別に紹介するものとする。

### (v) その他想定支援件数の実現のための施策

※想定支援(申請)件数の達成に向けた具体的な方策や工夫について記載すること。

※仕様書に定める手法に限らず、チラシ配布後も継続的な申請が期待できるよう、受託候補者の強みを生かした提案を行うこと。

## ③ 留意事項

- ・ 企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。

## 【見積価格提案書について】

### ① 提出様式

- ・ 様式は任意とするが、A4 版横・長辺綴じ(両面印刷)とすること。

### ② 記載内容

- ・ 仕様書の業務内容項目ごとに内訳を記載すること。
- ・ 上記Ⅲ(iv)及び(v)に係る普及啓発等の費用については、約 700 万円程度の規模を想定している。(ただし、これに限らない。)

## (6) 提出書類提案上の注意

- ・ 企画提案に係る費用は応募者の負担とする。
- ・ 提出資料等は返却しない。
- ・ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

## 8 受託候補者の選定について

### (1) 審査方法

- ・ 仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業運営業務受託候補者の選定に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、企画提案書を用いた応募者からのプレゼンテーションを踏まえて審査を行う。

## (2) 審査委員会(プレゼンテーション審査)の開催

### ① 実施予定日

令和8年7月9日(木)

※時間・会場については、応募申込書(様式第5号)に記載の担当者あてにメールにて通知する。

### ② 内容・方法

- ・応募者から企画提案書を用いて内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1企業につき内容説明の時間は20分以内、質疑応答時間は10分以内とする。
- ・出席者は3名以内とし、本事業を実施する際の責任者に想定する者を主たる説明者とする。なお、審査は対面形式で実施するものとし、出席者は会場での参加(オンライン参加不可)とする。
- ・企画提案書を投影する場合、プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なモニターは仙台市で準備する。

### ③ 質疑応答

- ・事前に提出された企画提案書を用いて行うこととし、追加資料の配布は認めない。

## (3) 審査基準

- ・審査項目は、「仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業運營業務委託 評価基準票」のとおりとし、各審査委員の採点結果の合計得点を合算(以下、「総合得点」という。)し、総合得点が最も高い提案者を本業務の受託候補者として特定する。
- ・総合得点と同じ事業者が複数いる場合、審査委員会において協議の上、受託候補者を決定する。
- ・ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受託候補者として選定しないこととする。
  - ①総合得点が満点の5割未満である場合
  - ②審査項目毎の評価において、いずれかの項目(ただし、審査項目「本店所在地等」は除く)の各審査委員の合計得点が0点である場合

## (4) 通知

- ・審査結果については、全提案者に対して郵送または電子メールで通知する。また、契約締結後、本ホームページで公表する。
- ・特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を含む)に、書面により、仙台市に対して非特定理由についての説明を求められることができる。
- ・仙台市が非特定理由についての説明を求められたときは、仙台市は、その翌日から起算して10日以内(土日祝日を除く)に、書面にて回答する。ただし、特定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報等に関する問い合わせは受け付けない。

## 9 受託者の決定

- ・委託契約は「8 受託候補者の選定について」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。
- ・特別な理由により優先候補者と契約できない場合は、他の提案者の順位が上位の者から順に交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

## 10 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・2(3)提案上限額を超える提案

## 11 その他

- ・受託者は、本業務に関して、法令等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- ・本事業において広報等を行う場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- ・本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。

## 12 担当課

仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課減災推進係(仙台市役所本庁舎 2 階)

担当: 齋藤

住所: 〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号

電子メール: [kks000130@city.sendai.jp](mailto:kks000130@city.sendai.jp)

電話: 022-214-3109

## 提案にあたっての配慮事項

## (1) 活用を想定するアセット

- ・Xross Innovation BOSAI 参画事業者と連携し、そのアセットを活用する普及啓発の取り組みを提案すること。
- ・提案にあたり、事業者と協議の上、実行可能な取組みを提案すること。
- ・提案者の Xross Innovation BOSAI への加入の有無は問わない。

企業名(正式名称)	公式ホームページ	提供アセット
イオン東北株式会社	<a href="https://aeontohoku.co.jp/comp/any/">https://aeontohoku.co.jp/comp/any/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の大型～小型店舗網による日常的な顧客接点</li> <li>・折込チラシ、Web、店頭掲示を活用した広報展開</li> <li>・大型店舗での防災啓発イベントの実施</li> </ul>
日本郵便株式会社	<a href="https://www.post.japanpost.jp/">https://www.post.japanpost.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 126 局ある「郵便局窓口の店舗ネットワーク」および「配達業務」による広範な市民との接点</li> <li>・日本郵便で在庫管理(発送までの3PLの提供)</li> <li>・タウンメール※等を活用したエリア単位での周知</li> <li>※宛名を書かずに指定した町丁目などの全世帯へ DM やチラシを一括配布できる郵便サービス</li> </ul>
みやぎ生活協同組合	<a href="https://www.miyagi.coop/">https://www.miyagi.coop/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員、店舗、宅配による地域密着型ネットワーク</li> <li>・物流センター・配送網による生活物資供給基盤</li> <li>・自家発電、備蓄、通信等の災害対応設備</li> </ul>
株式会社ローソン	<a href="https://www.lawsone.co.jp/">https://www.lawsone.co.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローリングストック啓発キャンペーンへの参加による日常備蓄の推進等</li> <li>・物流網を活用した迅速な物資供給</li> </ul>
東京海上日動火災保険株式会社	<a href="https://www.tokai-marine-nichido.co.jp/">https://www.tokai-marine-nichido.co.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・団体ネットワークを活用した普及基盤</li> </ul>
明治安田生命保険相互会社	<a href="https://www.meiji-yasuda.co.jp/">https://www.meiji-yasuda.co.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業職員による地域・個人(特に高齢者)への対面接点</li> <li>・自治体等と連携したイベント・情報提供活動</li> <li>・健康チェックや連絡先管理等の生活支援サービス</li> </ul>
アイリスオーヤマ株式会社	<a href="https://www.irisohyama.co.jp/">https://www.irisohyama.co.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗および EC による幅広い顧客接点</li> <li>・店頭や自治体連携による啓発活動</li> <li>・感震ブレーカーの販売・供給</li> </ul>
株式会社ポーラ	<a href="https://www.pola.co.jp/">https://www.pola.co.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問・店舗を通じた継続的な顧客接点</li> <li>・接客時における防災意識の啓発</li> <li>・防災イベント等で在宅防災に関わるスキンケア、ハンドケア、健康面の支援</li> </ul>

## (2)活用できる市主催又は関連イベント

以下の市主催又は関連イベントを活用できるので、提案にあたり検討されたい。

### ① 子ども向け防災イベント「せんだい防災のひろば」(9月開催)

せんだい防災のひろばは、HOKUSHU 仙台市科学館を会場とした、子ども及びその保護者を主なターゲットとした体験型の防災イベントである。関連団体が防災・減災に関するブースを設置し、遊びや体験を通じて防災への理解を深め、家庭での防災対策について考えるきっかけを提供することを目的として開催される。

<https://www.city.sendai.jp/gensaisuishin/kurashi/anzaen/saigaitaisaku/sonaete/bousainohiroba2025.html>

### ② 仙台防災 WEEK(翌年3月開催想定)

仙台防災 WEEK は、市民や事業者を対象に、防災意識が高まる時期にあわせて防災に関する啓発や情報発信を集中的に行う取組であり、日常生活や事業活動における具体的な備えの実践を促すことを目的としている。

<https://xi-bosai.jp/sendai-bosai/week/>

## (3) 感震ブレーカー設置促進にあたり考慮すべき本市の状況

昨年度の事業実績より、次のような傾向が見られることから、提案にあたって考慮されたい。

### ① 全体的な傾向

・地震火災リスクの認知・理解や感震ブレーカーの有効性認識の形成については一定程度進んでいるものの、感震ブレーカー設置を自分事として捉え、その検討や準備などを行っている人の割合は低い。

### ② 高齢者の傾向

・防災対策の必要性および緊急時の対応力の観点から、感震ブレーカー設置の必要性が高い層である。  
・地震火災リスクの認知・理解や感震ブレーカーの有効性認識の程度は比較的高くなっているものの、実際に設置の検討や準備の段階に移行している人の割合が比較的低くなっている。

### ③ 30代前後の傾向

・地震火災リスクの認知・理解や感震ブレーカーの有効性認識の程度について、比較的低くなっている。  
・感震ブレーカー設置の検討や準備の段階に移行している人の割合も低くなっている。  
・「感震ブレーカーを知らない」「費用がかかる」「設置するきっかけがない」などが態度・行動変容の阻害要因となっている。

(参考資料) 令和 7 年度感震ブレーカー購入費用支援制度(実績)

1. 実施概要

本事業の初年度にあたる昨年度は、感震ブレーカー設置促進に向けた基盤づくりとして、特に安定性及び確実性を重視した事業運営を行った。対象世帯に対しては、案内チラシ等の広報物を作成のうえ、一斉郵送による周知を行った。

広報物の作成にあたっては、単なる制度情報の提供にとどまらず、地震火災の概要や感震ブレーカーの有用性を紹介する内容としたり、申請手続きの流れを可視化したフローチャートの導入等を行い、申請に対する理解促進を図るとともに、心理的・手続的負担の軽減に配慮した内容とした。

※ 感震ブレーカー購入費用支援事業ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/gensaisuishin/kanshin.html>

2. 業務実績

・対象世帯への案内チラシ発送数：約 6.5 万世帯

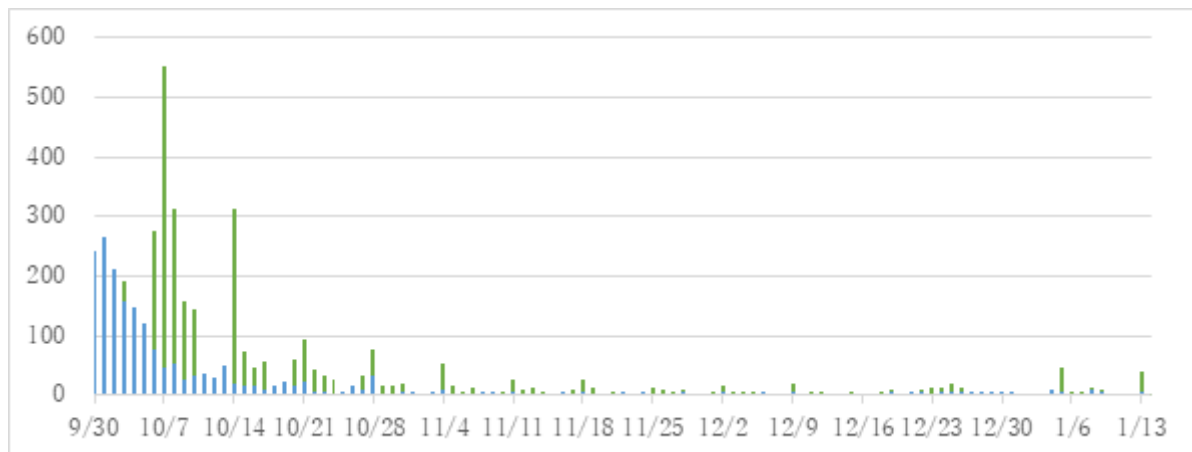
・申請受付実績：約 4,200 件

うち、取付支援(訪問対応)実績 :約 1,100 件(うち、65 歳以上の方※： 約 750 件)

※「65 歳以上の方」のみに該当する世帯は、令和 8 年度事業において、取付支援対象外

・申請後の変更・調整として、商品変更約 160 件、再取付約 20 件程度が発生している。

3. 申請方法別申請数の推移



[凡例] 青線:Web フォーム 緑線:返信用はがき